令和6年度広報実行委員長 北谷 瑠菜 令和6年度PR班長 福谷 朱栞

令和6年度 PR 規定

【目的】

・各クラスの展示や演劇などを学校内外へPR し、学校祭を盛り上げる。

【注意事項】

〈準備〉

- ・作業風景などを個人の SNS に投稿する場合は、著作物は特定できないように編集すること。
- ・私物を使用する場合は、所有者が責任をもって管理すること。

〈当日〉

・呼び込みの際、他人の迷惑にならないようにすること。

【禁止事項】

〈準備・当日〉

- ・一律 SNS での PR 禁止。※著作権により SNS 投稿ができないクラスが不公平にならないようにするため。
- ・PR内容の中で、特定の人物、又は団体等を誹謗・中傷すること。
- ・安全性に欠ける PR をすること。
- ・「学校祭実行委員会」の印のない看板等を PR のために使用すること。
- ・15 役から許可されていない PR 方法。
- ・景品を配布すること。
- ・垂れ幕、及びその装飾品が展示中に落下すること。
- ・その他規定に違反する行為。

令和6年度 デコ規定

【目的】

・デコの作業を通して、ブロック内の縦の繋がりを深める。

【注意事項】

〈準備〉

- ・作業の際は軍手等の手袋を着用すること。
- ・作業後の清掃や使用する道具の管理は、各ブロックが責任を持って行うこと。
- ・デコ本体のサイズを $2m \times 2m \times 2m \times 2m$ とし、パーツ、付属品を含めたデコ全体のサイズは制限しない。
- ・パーツ、付属品を作る場合には事前に設計図を提出し、デコ班長の許可を得ること。デコ全体のサイズは制限しないとあるが、雨天時に保管場所を広く取る可能性があるものは許可しない。 ※パーツ、付属品を購入する場合も同様にデコ班長の許可を得ること。

【禁止事項】

〈準備・当日〉

- ・デコ本体のサイズが 2m×2m×2m を超えること。
- ・その他規定に違反する行為。

〈準備〉

・夏休み作業当日に無断で作業を中止すること。

令和6年度 資材規定

【生徒会工具について】

- ① クラス工具について
- ・各クラスに下記のクラス工具を貸し出す。クラスごとに箱を用意し、まとめて管理すること。
- ・工具を破損・紛失した場合は、資材班長に報告すること。生徒会室で貸し出し可能な工具の数には限りがあるため、故意に破損・紛失した場合、各クラス、ブロックで弁償してもらう可能性がある。
- □のこぎり □カッター □ハンマー □メジャー □水平器(3 年生以外)□カッター板
- □くぎ抜き □きり(2本)
- ② 貸出工具について
- ・生徒会室にて単体で貸し出す。
- ・貸出工具を借りた場合、各クラス、ブロックで責任を持って管理を行い、借りた当日の退校時刻 30 分後までに生徒会室に返却すること。
- □きり □はさみ □のこぎり □ハンマー □ペンチ □カッター □さしがね
- □+ドライバー□-ドライバー □メジャー □くぎ抜き □金属やすり

【私物工具について】

- ・学校で貸し出している工具であれば、私物工具として持ってきて作業に使用することを許可する。私物工具は所有者が責任を持って管理すること。また、その他の私物工具を持ってくる場合、事前に15役の許可を得ること。
- ・電動工具は事前に15役の許可が降りたもののみ持ち込み可。

【注意事項】

<工具について>

- ・電動工具使用時は複数人で作業すること。
- ・工具使用の際は安全に配慮すること。
- <物品・備品の移動・復元について>
- ・移動・復元ブック、資材班長、及び 15 役の指示に従って、速やかに行うこと。
- ・資材(物品、備品等)は指定された区域内に収めて置くこと。
- ・窓ガラスを割ってしまった際は近づかずに、速やかに先生、又は15役に知らせること。
- ・ペンキをこぼしてしまった際は、速やかに近くにいる 15 役に伝えること。
- ・物品、及び備品の移動・復元の際に指示がないクラスは、他クラスの移動の妨げにならないよ う、教室で待機すること。

<ゴミ処理、清掃について>

- ・HR 展示の壁については極力段ボールの使用を控え、配布されるプラスチックダンボールを使用すること。
- ・ゴミ、その他の処理については、15 役、及び厚生委員の指示に従うこと。
- ・木材、段ボールは分別してから指定された場所まで持って行くこと。
- ・リサイクルステーションへの持ち寄り可能なゴミは、ステーションに投棄すること。 ※細かく切り刻まれているもの、大部分にペンキがついているゴミは除く。
- ・作業場所、及び清掃区域内の清掃は各クラス、ブロックが責任を持って行うこと。
- ・ゴミの減量に努めること。

【禁止事項】

〈準備・当日〉

- ・下記の使用禁止物の使用。
 - □水 (ペットボトルで密閉したものは使用可。その他の容器を使用する場合は 15 役の許可を得ること。ただし、密閉した際こぼれないものに限る。着色する場合は絵の具のみ。)
 - □油性ペンキ、油性スプレー(水性ペンキと水性スプレーのみ、屋外での使用可)
 - □ 落ち葉や枝など(15 役と相談し、許可を得た場合のみ使用可)
 - □火気 □飲食物□生き物□土砂(石を含む)□ドライアイス □セメント
 - □その他危険物や処理が困難なものの使用
- ・学校敷地内を汚す行為。
- ・その他規定に違反する行為。

〈準備〉

- ・貸出工具の未返却。
- ・生徒会工具の紛失。
- ※3日以上の工具の未返却は紛失とみなす。
- ・生徒会工具の又貸し。
- ・15 役の許可を得ていない電動工具の使用。
- ・作業場所の清掃不備。
- ・校舎・学校備品(机・椅子・教卓・プラスチック段ボールなど) 及びクラス工具の汚損、破損。
- ・ペンキを生徒会室横、又は西側の渡り廊下1階以外の水道やトイレに流すこと。
- ・ゴミの不適切な処理や廃棄。